

佐久市文化財保護審議会 会議録

日時：令和2年8月25日（火）
午前11時20分から11時50分
場所：文化財事務所（駒場） 会議室

委員：出席7名
傍聴者：なし

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

【佐久市文化財保護条例第42条第1項の規定により、佐々木会長が議長となる。】

議 長： （1）市指定文化財「東一本柳古墳出土遺物」の県宝申請について、事務局から説明願います。

事 務 局： 市有形文化財「東一本柳古墳出土遺物」の県宝申請について、【資料】により説明。

議 長： ただいまご説明いただきました件につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

委 員： 私は、発掘当時は大学生で、調査に参加させてもらったことがあります。それ以降30数年が経って、ようやく県宝申請となるわけで、大変ありがたい思っております。当時は、考古学的な研究も進んでいなかったもので、出土遺物の価値というものが明確でなかったのですが、先ほど説明があったように、再調査及び再研究していただいて、再報告が出され、きちんとした裏付けのもとに県宝申請されたということで、大変嬉しく思っております。

議 長： 他にはいかがでしょうか。

県宝から、さらに国の指定までされたら良いと思うところです。最近上州地域でも似たような遺物が発見されたようです。上州地域との関係もあって、非常に数少ないものなので、国の指定になるように運動してもらいたいと思います。

事務局： 委員の皆様にお配りすることはできないのですが、昨年度刊行した『佐久市文化財 年報28』の中で「東一本柳古墳出土遺物」の再報告をさせていただきましたので、また後ほどご覧いただければと思います。

また、遺物についても、もしご要望があれば、ご覧いただくことができます。会議後、もしくは後日でも構いませんので、事務局にお申しつけください。

議長： 他にご質問等はございませんでしょうか。

ご質問がないようですので、続いて、(2) 藤ヶ城跡の井戸について、事務局から説明願います。

事務局： 藤ヶ城跡の井戸について、【資料】により説明。

議長： ただいまご説明いただきました件につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

藤ヶ城は完成してから10年も経たないうちに明治維新を迎えてしまい、建物等は売却されたりしてしまいました。現在残っているのは井戸と土塁の一部と城周辺には城下町の細い道が作られたので、その道だけかと思われま。そのようなことから、今回議題に挙がっている井戸は貴重なものと言えます。このようなものは道路上にあって邪魔であるということから、徐々に埋め立てられてしまうのですが、皆様ご意見はありますか。

事務局： 可能であれば、委員の皆様のどなたかに代表となっただき、調査をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

議長： 臼田委員はいかがでしょう。

委員： 城郭については市教育委員会に詳しい方はいないでしょうか。【臼田委員】

事務局： いずれ県の関係機関等にも照会をかけますが、その前段階で、委員の皆様による調査というよりは、代表の委員の方に見ていただいて、県の関係機関のどなたに調査を依頼すれば良いのかというようなご意見をいただければと思っています。

議長： 田澤委員はいかがでしょう。

委員： 歴史学については専門外なので、お引き受けできません。【田澤委員】

議 長： そうしましたら、臼田委員を中心に調査等を進めていければと思います。

委 員： 調査した上で、専門の方をご紹介したいと思います。【臼田委員】

事 務 局： そうしましたら、後日、事務局と一緒に臼田委員に現地を見てもらう中で、専門の方の情報をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

議 長： その他に何かございますでしょうか。

事 務 局： 事務局から3点のご報告をさせていただきます。

まず、旧中込学校の修繕の進捗状況についてご報告させていただきます。今回の修繕にあたり国庫補助を受けておりますので、修繕にかかるリーフレットを作成しましたので、委員の皆様にお配りしてあります。こちらの裏面に、今まで修繕を行ってきた中で、小舞修繕状況や1回目の荒壁塗り状況の写真を掲載しております。荒壁については3回目の塗りが終わりました、これから中塗りに入る予定です。漆喰も正面を除く3面において全て剥いでいる状況にありますので、中塗りが乾いたあとに、10月以降に漆喰を塗る予定であり、現在のところ予定通りの進捗状況となります。

また昨年の台風により土砂崩落の被害を受けた県史跡五郎兵衛用水の春日取入口の土砂崩落については、復旧が完了し、先日、県の文化財パトロールで確認いただきました。

続きまして、国登録有形文化財「佐藤家住宅」の現状変更についてご報告させていただきます。望月の協和地区にあります「佐藤家住宅」は、8棟の建物が、平成23年に国の登録有形文化財に登録されましたが、今年4月上旬に所有者の方から、現在誰も住んでいない状況で、家屋の維持が困難になってきており、また代替わりした後も全ての建物を保存していくのが困難であるため、いくつかの建物を解体するとともに、残った建物を滞在時の居住空間として改築したいとの申し出がありました。

この申し出を受けまして、その旨を県教育委員会に報告したところ、解体については、所有者の方のご意思であるため、やむを得ないことであるので、文化庁に対して現状変更の届出を行うなかで、改築建物については引き続き登録有形文化財として保存していただきたいとの指導を受けました。

今回の解体建物は主屋、新座敷、南土蔵、中門となり、改築建物は伴部屋、勘定部屋、東土蔵となります。なお、伴部屋については、解体した中門跡地に増築を予定しております。

現状変更の届出については、解体建物の主屋、新座敷、南土蔵、中門と、改築建物の伴部屋の5棟が対象で、7月21日付けで所有者から文化庁へ届出がなされました。なお、勘定部屋と東土蔵については、改築工事は実施しますが、外観がほとんど変わらないため、届出は不要となります。

工事は令和2年10月から開始し、令和4年3月に終了予定になり、工事後、解体建物は登録抹消、改築建物は登録が継続される予定です。所有者の方には引き続き登録有形文化財として保存していただく旨の了承を得ております。

報告は以上となります。

議長： ありがとうございます。

他にご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

ないようでしたら、これで本日の会議事項は終了させていただきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

これで、議長の任は閉じさせていただきます。

【審議終了により議長退任】

4 閉 会